

# 仕 様 書

## 1. 業務名

文化財 4 K映像等撮影・活用事業業務委託

## 2. 目的

「地域の新たな魅力」を発見・発信し、「自らが生まれ育った『郷土』への誇り・愛着」を醸成するため、県内の主要文化財を「4 K」等の高精細映像で撮影記録し、(仮称)奈良県国際芸術家村における展示・教育用素材として活用する。

## 3. 業務委託内容

### (1) テーマ・事業概要

「中世芸能のふるさと大和の田楽と能楽ー」(仮題)

奈良の伝統行事と言えば、一般的にはおん祭、奈良阪の翁舞、題目立、お水取りが有名であるが、既に観光資源化されているこれらの文化財(前者3件は国指定重要無形民俗文化財)以外にも、山間の村々にはそれらと深い関連を持った多種多様な民俗芸能が伝承されている。映像では歴史的に形成されたこれらの相互の関連性・共通性を示すだけでなく、中世・近世から地域住民によって長く守り伝えられてきた民俗文化財の多様性を一般の人々に伝えることを目的とする。

奈良県北部には、奈良市奈良阪町の奈良豆比古神社をはじめとして秋祭りに村人が能楽の演目の一つである「翁」を演じる伝統が脈々と息づいている。なかでも大和高原(東山中)の奈良市邑地・興ヶ原・狭川の秋祭りでは、翁舞(祈祷の翁)をはじめとした神事芸能が村の宮座によって奉納される。能楽の源流とされる翁芸は、東大寺や多武峰をはじめとした古代・中世の大寺院の修正会・修二会における呪師猿楽から発展したとされる。能楽は大和の地で生まれ育った芸能であり、毎年五月に行われる興福寺の薪御能、十二月の春日若宮おん祭に伴う後宴能は、そうした大和と能楽との深い繋がりを今に伝える行事である。また江戸期以前には東山中のみならず、大和盆地でも村祭りの能が各地で盛んに行われていたことが知られており、大和郡山市小林には年預の長命茂兵衛家が残した翁面と古文書が残されている。

さらに能楽以前に発達した田楽芸についても、奈良市の柳生・邑地・大柳生・阪原・水間・大保・丹生・狭川・北野山の九ヶ所と、山辺郡山添村の桐山・北野・室津・峰寺(的野・松尾)・中峯山の五ヶ所七地域でも秋祭りに関して伝承されており、ユネスコの世界無形文化遺産に登録された上深川の題目立をはじめ、奈良の秋祭には中世の面影を残す神事が各集落で伝承されているのである。

以上、大和の秋祭りに関して神前に奉納される翁舞・田楽・相撲などの神事芸能は氏神の祭祀組織である宮座によって伝承、実演されているが、春日若宮おん祭の楽人による風流行列が各村落の氏神の秋祭りの祭礼の形態にあわせて、工夫され、伝承されたものが、東山中の秋祭のお渡り衆による芸能であると考えられる。

映像では上記のような歴史的背景をもとに数百年にもわたって広く人々により伝承されてきた文化財を視覚・聴覚に訴えかけ、体感できるような直感的な作品を制作する。

### (2) 具体的内容

①映像と写真を記録し、2種類の映像を編集する。

【A】広報用映像(約3~5分)音楽・テロップ有り

【B】普及用映像(約30分)ナレーション・音楽・テロップ有り

撮影した全ての映像及び写真は整理の上、デジタルアーカイブとして保存する。

②撮影対象の選定

・下記で提示する撮影候補リスト(計20行事)から動画撮影可能な対象を9行事以上選定する。

・撮影候補リスト及びテーマに関連する資料(関連する施設・面・楽器・衣装・絵画・文書等を対象)からスチール撮影可能な対象を9日以上選定する。但し、撮影する対

象は事前に県と協議すること。

※A1ポスター、4K映像に耐えうるレベルとする。

- ・撮影候補リストにおける撮影は、本祭（本宮）における渡御から芸能奉納、還御まで（頭屋宅等で行事がある場合にはそこまで）の一連の動作を動画撮影するものとする。

#### 撮影候補リスト

〈優先順位は、●（2行事）→◎（4行事）→○（8行事）→・（6行事）の順〉

- 〈1〉 ◎ [奈良市] 奈良阪・奈良豆比古神社の相撲と翁舞…10月
- 〈2〉 ◎ [奈良市] 狭川・九頭神社のバタランバタラン、ピッピラ、コハイ、タチハイ、スモウ、翁舞…10月
- 〈3〉 ○ [奈良市] 阪原・長尾神社のジンパイとスモウ…10月
- 〈4〉 ○ [奈良市] 大柳生・夜支布山口神社のガクウチとスモウ…10月
- 〈5〉 ◎ [奈良市] 柳生・八坂神社のスモウの舞、ササラの舞、ヨーガの舞…10月
- 〈6〉 ● [奈良市] 邑地・水越神社のジンパイ、翁舞、スモウ…10月
- 〈7〉 ○ [奈良市] 大保・八坂神社のサンカクトビとヨコトビ…10月
- 〈8〉 ・ [奈良市] 上深川・八柱神社の題目立…10月
- 〈9〉 ○ [奈良市] 丹生・丹生神社のヨコトビとスモウ
- 〈10〉 ・ [奈良市] 興ヶ原・天満神社の翁舞…10月
- 〈11〉 ○ [奈良市] 北野山・戸隠神社のオワタリ…10月
- 〈12〉 ・ [奈良市] 月ヶ瀬桃香野・八幡神社の能楽…10月
- 〈13〉 ◎ [山添村] 峰寺・六所神社のジンパイ…10月
- 〈14〉 ○ [山添村] 室津・戸隠神社のオワタリ…10月
- 〈15〉 ○ [山添村] 桐山・戸隠神社のオワタリ（ウタヨミ）…10月
- 〈16〉 ○ [山添村] 北野・天神社の豊田楽…10月
- 〈17〉 ・ [兵庫県加東市] 上鴨川住吉神社神事舞…10月
- 〈18〉 ● [奈良市] 春日若宮おん祭の神事芸能…12月
- 〈19〉 ・ [奈良市] 春日若宮おん祭の後宴能…12月
- 〈20〉 ・ [山添村] 菅生・春日神社の能楽…12月

- ③メインのビデオカメラは業務用カメラを使用し、映像の画質は4K（QFHD 3840×2160）以上・60P（59.94）で収録すること。
- ④スチールカメラは一眼レフ以上であること。
- ⑤映像撮影は、現場監督（ディレクター）1人、カメラマン1人、照明・音声マイク1人を1回の最小人数とすること。但し、県と協議のうえ、会場の状況により証明・音声マイク1人を省略することができる。
- ⑥スチール撮影は、プロの専門のカメラマンが撮影すること。
- ⑦撮影前には、受託者と県による工程確認のための十分な協議を行うこと。
- ⑧撮影計画を作成し、スケジュール管理、シナリオの作成を行うこと。
- ⑨適時、撮影対象に関する資料（報告書・研究書・映像）の収集、取材調査を行い、撮影・編集に取り入れること。
- ⑩以下の文献等を参照すること。
  - 『日本芸能史 2 古代・中世』（芸能史研究会編、法政大学出版局、1982年）
  - 『日本芸能史 3 中世』（芸能史研究会編、法政大学出版局、1982年）
  - 『祭礼辞典・奈良県』（倉林正次監修、奈良県祭礼研究会編、桜楓社、1992年）
  - 『奈良豆比古神社の祭礼と芸能』（奈良地域伝統文化保存協議会、2006年）
  - 『都祁上深川・八柱神社の祭礼と芸能』（奈良地域伝統文化保存協議会、2015年）
  - 『奈良県の民俗芸能—奈良県民俗芸能緊急調査報告書—』（奈良県教育委員会、2015年）
  - 『大和の祭りとは芸能—奈良県無形民俗文化財ガイドブッカー』（奈良県教育委員会、2016年）
  - 守屋毅『中世芸能の幻像』（淡交社、1985年）
  - 山路興造『中世芸能の底流』（岩田書院、2010年）
  - 幡鎌一弘・安田次郎『祭礼で読み解く歴史と社会—春日若宮おん祭りの900年—』

(山川出版社、2016年)

- 徳江元正「大和山中に残る中世藝能の断片」同『室町芸能史論攷』（三弥井書店、1984年）
- 青盛透「南山城における二つの翁猿楽（上）（下）」『芸能』27—11・12（1985年）
- 松岡心平「翁芸の発生」『能を読む（1） 翁と観阿弥』（角川学芸出版、2013年）
- 宮本圭造「大和の村落祭祀と能—大和猿楽の存立基盤—」『万葉古代学研究会年報』13（奈良県立万葉文化館、2015年）
- 『猿楽と面—大和・近江および白山の周辺から—』（MIHO MUSEUM編、伊藤史朗監修、思文閣出版、2018年）
- ①事務局が設置する監修委員会（有識者2名程度）による検討会議を撮影の前後計2回開催し、意見を反映すること。委員の旅費（京都～奈良2名）及び謝金（1名あたり10,000円相当）は受託者が負担すること。

#### 4. 成果品

##### (1) 成果品

各編集映像（2種類）は、以下の形式によるデータを作成し、ポータブルの外付けハードディスク（正副2セット）に収録して納品する。

[ア] 編集映像のデータ

【A】 広報用 (1) 4K QFHD/60p/XAVC (2) HD 1920×1080/60p/H264 MP4

【B】 普及用 (1) 4K QFHD/60p/XAVC (2) HD 1920×1080/60p/H264 MP4

[イ] 撮影素材 元データ [4K/60P]

[ウ] 撮影素材 視聴確認用データ HD 1920×1080 18M/60p/H264 MP4

[エ] youtubeにアップロード可能な形式に変換したデータ

【A】【B】 2種類の映像を収録した (1) Blu-ray及び (2) DVDを各10枚

##### (2) 納品期限

平成31年3月29日（金）

##### (3) 納品場所

奈良県教育委員会事務局文化財保存課

#### 5. 応募条件

過去10年間に「国指定の重要無形民俗文化財」または「都道府県指定・選択・登録の無形民俗文化財」に該当する文化財の記録映像の作品製作（撮影・編集・DVD作成まで全て）にかかる複数の実績があること。

#### 6. 著作権等の帰属

この契約により作製される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を奈良県（以下「県」という。）に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作権者名で任意に公表できることができるものとする。
- (3) 受託者は、県の書面による同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (4) 全ての情報発信において、後の年度において県の費用負担が発生することはないものとする。

#### 7. 提出書類等

受託者は、業務実施計画書、業務工程表、その他県が指示する書類を作成し、県の確認を受けることとする。

#### 8. 協議記録の作成

本業務の遂行にあたり、必要に応じて県と受託者は協議を実施する。なお、協議があった場合は、受託者はその内容について協議記録を作成し、県の確認を受けることとする。

## 9. 秘密の遵守

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

## 10. 撮影許可、画像使用及び掲載許可申請

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの申請手続きの必要が生じた場合は、原則として受託者において対応するものとする。

## 11. 奈良県公契約条例に関する遵守事項

『<別紙>公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）』を遵守すること。

## 12. その他の事項

### (1) 再委託について

受託者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を受けた場合はこの限りではない。

なお、本業務に伴う成果物については、物品等の製造いかんに関わらず、受託者が最終責任を負うこととし、これが受託者と製造者との契約等によって担保されていること。

### (2) 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

### (3) その他

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。